

令和3年度非常用糧食（副食缶詰類）品質試験等申請要領

令和3年度非常用糧食（副食缶詰類）の品質試験等を申請する者は、下記に基づき資料等を提出してください。

分任支出負担行為担当官  
防衛装備庁調達事業部  
調達総括官  
眞弓康次

記

1 非常用糧食の仕様書及び品目

- (1) DSP N 5105F (1) 牛肉味付缶詰
- (2) DSP N 5108E (4) 鶏肉もつ野菜煮缶詰
- (3) DSP N 5110F ます野菜煮缶詰

2 申請できる者の資格

申請できる者は、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度及び令和1・2・3年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の関東・甲信越地域の競争参加資格（以下「競争参加資格」という。）を有する者であること。
- (3) 防衛装備庁の「入札及び契約心得」及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3 申請に必要な提出資料等

申請者は、1の品目ごとに次の資料等を提出すること。

- (1) 令和3年度副食缶詰類品質試験又は資料審査申請書（別紙）
- (2) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (3) 製造仕様書（製造者所定のもの）

(4) 試験試料（製品見本）、細菌（分析）試験成績表（(財)食品環境検査協会等公的機関が証明したもの）及び社内試験成績表（製造者所定のもの）

ア 1（1）から（3）の品目の品質試験を申請する者

申請者は、製品見本48缶を提出し、さらに1缶を3年間保管すること。

イ 申請者は、希望する品目において、細菌（分析）試験成績表（(財)食品環境検査協会等公的機関が証明したもの）及び社内試験成績表（製造者所定のもの）を提出すること。

ウ 申請者は、希望する品目において、次に掲げる(ア)、(イ)のいずれかに該当する者は、当該試験試料、細菌（分析）試験成績表及び社内試験成績表の提出を免除とし、本試験は提出資料の確認による資料審査とする。

(ア) 平成31年度（令和元年度）以降、希望する品目又は希望する品目と同等な品目の品質試験に合格し、製造仕様書に示す品質等に変更のない者

(イ) 平成30年度以降、希望する品目又は希望する品目と同等な品目の納入実績があり、製造仕様書に示す品質等に変更のない者

(ウ) 前年度に契約不適合が発生した品目については、ア、イにかかわらず資料を提出するものとする。

(エ) (ア)に該当する者は、3（1）から（3）の資料のほか、平成31年度以降に合格した非常用糧食品質試験結果の通知の写しを提出すること。

(オ) (イ)に該当する者は、3（1）から（3）を提出すること。

(カ) (ウ)に該当する者は、3（1）から（4）を提出すること。

#### 4 申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

#### 5 品質試験等に関する問い合わせ及び申請書等提出先

防衛装備庁調達事業部需品調達官付調達第2班

03(3268)3111 内線35433

#### 6 提出書類等の審査等

(1) 申請者は、防衛装備庁の担当者から提出資料等について説明を求められた場合には、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き資料を提出しなければならない。

(2) 申請者は、防衛装備庁の担当者から製造体制の調査のために工場等（下請負者の工場を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め調査に協力しなければならない。

(3) 提出資料等により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査する。

#### 7 品質試験及び資料審査結果の通知

申請者には、品目毎に品質試験及び資料審査の結果を通知する。

#### 8 品質試験及び資料審査結果が不合格となった者に対する説明

(1) 品質試験及び資料審査結果が不合格となった者は、分任支出負担行為担当官に対して、不合格となった理由について、結果の通知をした日の翌日から起算して5日（休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行

政機関の休日(をいう。以下同じ。)を含まない。)以内に、書面をもって説明を求めることができる。

① 窓口 5に同じ

② 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までの時間を除く。

(2) 分任支出負担行為担当官は、前号により説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

#### 9 再苦情の申し立て

(1) 8(2)の説明に不服のある者は、8(2)の書面を受け取ってから7日(休日を含まない。)以内に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申し立てを行うことができる。

① 窓口 5に同じ

② 時間 8(1)②に同じ

(2) 分任支出負担行為担当官は、再苦情の申し立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に書面により回答する。

#### 10 資料等の提出に当たっての留意事項

(1) 資料等の作成、提出、説明及び6(2)の調査への協力に要する費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された資料等は、原則返却しない。

(3) 提出された資料等は、申請者に無断で他の目的で使用しない。

(4) 提出された資料等に変更が生ずる場合には、速やかに変更の届出を行わなければならない。

#### 11 その他の注意事項

(1) 当該品質試験及び資料審査に合格することが、1の品目の入札に参加するための要件となる。

(2) 今年度の入札に参加を希望する者は、3に示す資料等を令和3年6月30日の午後5時までに提出すること。

(3) 1の品目については、過去の調達実績等に基づき記載しているため、今後必ず調達があることを保証するものではない。また、今後、追加又は削除を行うことがある。なお、品名の一部変更及び仕様書が改定される場合がある。

令和 年 月 日

防衛装備庁調達事業部需品調達官 殿

会 社 名  
所 在 地  
代 表 者

令和3年度副食缶詰類 品質試験※  
資料審査 申請書

下記の品目についての 品質試験※  
資料審査 を申請します。

記

1. 品目
2. 当該品目の製造工場(食品衛生法に基づき営業許可を受けた施設)  
所在地  
工場名
3. 連絡責任者  
会社名  
所属部署  
住所  
電話番号

※品質試験又は資料審査を選択